

試験・講習

危険物取扱者保安講習

(平成26年度 第1回)

◎函館会場

【講習日】

6月19日(木)・20日(金)

【場所】函館市民会館

【受付期間】

講習日の10日前まで

※第2回目の講習は

11月11日(火)です。

◎江差会場

【講習日】6月26日(木)

【受付期間】

講習日の10日前まで

【場所】江差町文化会館

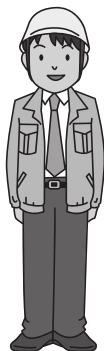
【問い合わせ先】

・八雲消防署予防第1・2係

☎0137-63-2686

・熊石消防署予防係

☎01398-2-3393



ご入会の方に、習字セットを差し上げます

響泉習字教室

☎0137-23749937 立岩26-1

△広告△

救急講習のご案内

八雲町消防本部では心肺蘇生やAEDの使い方、けがの手当など、応急手当を習得して頂けるよう、町民の皆様や事業所等を対象として救命講習を随時開催します。大切な人を、家族を、命を守るため、救命講習を受講して知識と技術を学びましょう。

【問い合わせ先】

・八雲消防署救急係

☎0137-63-2686

・熊石消防署警備係

☎01398-2-3393



2年間よろしくお祈いします

職員人事交流



【氏名】大塚一平(おおつかいっぺい)

【生年月日】昭和60年7月28日(28歳)

【経歴】・平成23年4月小牧市採用
環境交通部環境対策課環境保全係
・平成26年4月
八雲町企画振興課企画係

【趣味】読書、ツーリング

【第一印象】北海道には大学時代の4年間過ごしていたので寒さは気になりませんでした。開けた場所での雄大さは何度見ても圧倒され、自分が広がっていくような感動があります。

【抱負】「知る」ことが始まりとなり「考え」、「よりよくしていく」。小牧市とは異なる八雲町のことを「知る」またとない機会を、できる限り生かしていきたいと考えています。また、趣味のツーリングを通じて北海道の魅力を発信していきたいと思ひます。



遺言とは

法テラス八雲通信 vol.23

法テラス八雲法律事務所 弁護士 森田 了導



■遺言とは、日常的な言葉では、たとえば、子どもたちは仲良く暮らすようにとか、家業を途絶えさせないようにというような、自分の子孫や親しい人への最後のメッセージのことを言ひます。しかし、法的には、自分の死後の法律関係を定めるための最終の意思表示のことを言ひます。主として、遺産をどのように処分するか定めるものが多いでしょう。

■なお「遺言」は、法律用語としては「いごん」と読むのが一般的です。ですので、相談した法律専門家が「いごん、いごん」と言ひていても「漢字が読めないなんて頼りないな・・・」と心配する必要はありません。

■遺言が行われることで、遺言をする人は、自分の死後、相続に関するトラブルが起きないように手当てをすることができまひすし、相続人など遺産を取得する側は、亡くなった方の意思を尊重して手続を進めることができるということになります。

■もつとも、遺言が法律上有効であるためには、さまざまな要件を満たさなければなりません。また、一口に遺言といつても、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言など、さまざまな形式があり、事案によつて、どの形式が適当か異なつてまひますから、遺言をするときや遺言を取り扱ふときには、その有効性や形式をよく吟味しなければなりません。

■法テラス八雲法律事務所では、遺言をしようと思ひている方や遺言に関するお悩みをお持ちの方のご相談も受け付けておひります。こんなことを相談できるのかな、というようなことが気になつたときには「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」までお気軽に相談予約のお電話をお寄せください。また「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-5563)」でも、ご相談を承つておひりますのであわせてご利用ください。